

太田都市計画地区計画の決定(大泉町決定)

都市計画いずみ地区 地区計画を次のように決定する

名 称		いずみ地区地区計画
位 置		大泉町いずみ二丁目、大字坂田の一部
面 積		5.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市街地中心部から北西約1kmの距離に位置し、太田市に接した住居地域である。</p> <p>区域マスタープランでは市街地ゾーンとして、町の総合計画では住居系土地利用として、町の都市計画マスタープランでは生活利便施設の立地が可能な複合住宅地として位置付けられている。</p> <p>本地区の南側を東西に東毛広域幹線道路が平成21年度より供用を開始したことから、一定規模の店舗等を許容した土地利用を図るため、用途を第2種住居地域へ変更すると共に、遊技場等の立地を制限し、安全で快適な街の形成を図ることを地区計画の目標とする。</p>
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>上位計画とも整合した複合住宅地として、生活者の利便向上のための新たな商業施設等の立地を誘導するとともに、周辺住環境の維持保全に努め、健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、遊技場等の立地を制限し、良好な市街地環境を目指す。</p>
地区施設の配置及び規模		
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>①ボーリング場、スケート場、水泳場及び建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が、3,000㎡を超えるもの</p> <p>②マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>③カラオケボックスその他これに類するもの</p>
	建築物の延べ面積の敷地に対する割合の最高限度又は最低限度	
	建築物の延べ面積の敷地に対する割合の最高限度	
	建築物の敷地面積の最低限度	
	建築物の建築面積の最低限度	
	壁面の位置の制限	
	建築物の高さの最高限度又は最低限度	
	工作物の設置の制限	
	建築物等の形態又は意匠の制限	
	かき又はさくの構造の制限	
土地の利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	
備 考		

[区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり]